

2023. 9. 6

辺野古 沖縄県敗訴確定で工事再開？

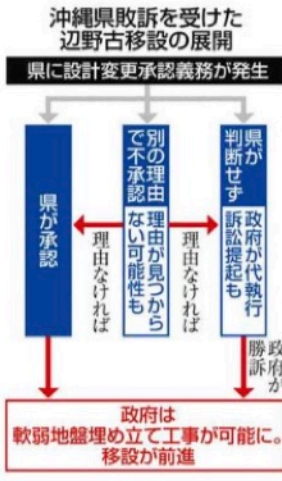
是正指示 知事拒めるが…

米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る国と沖縄県の訴訟で、最高裁が4日に県側敗訴の判決を言い渡しました。

Q&A

Q 訴訟の経緯は。

A 辺野古東側の大浦湾側の調査で見つかった軟弱地盤の改良工事を巡り、防衛省沖縄防衛局が2020年4月に申請した設計変更に対し、県は「調査が不十分」などとして承認しませんでした。国土交通相は承認を求める裁判と是正指示を出し、県は国の違法な関与だとして提訴しました。
Q 敗訴確定で工事は再開に向かうのですか。
A 知事は工事の設計変更を承認する法的義務を負う立場となり、玉城デニー知事は判決後の記者会見で今後の対応を検討する意向を示しました。ただ判決で適法と確定した国交相の是正指示には知事に承認を強制する「執行力」まではない。工事再開と直結しているわけはありません。法律上、知事が判決に従わないことも可能ですが、知事が承認を拒み続けた場合、



国側が「代執行」へ提訴も

工事再開には国側が新たに「代執行」の訴訟などを起こす必要があり、今後の法的な流れはなお曲折も予想されます。

Q 代執行とは。

A 今回争われた県の不承認処分は、国が本来担うべき事務などを都道府県が代わりに扱う「法定受託事務」と呼ばれます。地方自治法では、知事の受託事務の管理や執行に問題があり、是正が見込めない場合などに所管大臣が代わりに執行する手続きを取ることができると規定しています。
Q 国の代執行手続きはどうか。

A まず国交相が知事に勧告や指示を行い、従わない場合は承認を求めて福岡高裁那覇支部に提訴できま

「承認せよ」との判決を出し、知事が一定期間内に判断しなければ、国交相が代わりに承認できる仕組みです。

Q 県の上告は可能？

A 可能です。ただ、上告中も代執行は停止せず、工事は継続されます。仮に上告審で県側の逆転勝訴が確定した場合、知事は3カ月以内に承認を取り消すことが可能で、既に工事が始まっていけば原状回復などの措置を取ることができま

す。